

# 生活習慣病管理料の算定について

令和6年度の診療報酬改定により、高血圧・糖尿病・脂質異常症のいずれかを主病名とする患者さまは、従来の特定疾患療養管理料から、生活習慣病管理料へ移行いたします。この管理料は月1回を限度に受診の度に算定いたします。

患者さまには、個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動、喫煙に関する指導、検査結果を記載した療養計画書へ署名頂く必要がございます。

また、患者さまの状態に応じ、医師の判断のもと、リフィル処方や28日以上長期の投薬を行う場合がございます。

医療法人 島門会 本島総合病院